

有機藻類の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う有機藻類の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格等

次に掲げる引用規格等は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格等は、その最新版を適用する。

JAS 0018 有機藻類

有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和3年12月7日農林水産省告示第2079号）

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 0018 及び有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準による。

4 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下“生産荷口”という。）ごとに、次により行わなければならない。

- a) 次の事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認。ただし、養殖業者にあつては**6)**を、採取業者にあつては**4)**、**5)**及び**7)**を除く。
- 1) 養殖場又は採取場の所在地
 - 2) 生産する藻類の種類
 - 3) 作業日及び作業内容
 - 4) 使用した種苗の名称及び使用量若しくは購入量
 - 5) 養殖密度
 - 6) 採取方法
 - 7) 使用した資材の名称及び使用量
 - 8) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - 9) 収穫又は採取、輸送、調製、貯蔵、包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る管理方法
- b) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認。
- c) 当該生産荷口に係る生産の方法がJAS 0018の**箇条5**に規定する生産基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認。

制定等の履歴

制 定 令和3年12月7日農林水産省告示第2081号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和3年12月7日農林水産省告示第2081号

令和4年1月6日から施行する。